
日 時 令和7年2月20日

場 所 相馬市議事堂

出席議員（12名）

1 番	飯 畑 秀 夫 君	2 番	横 山 和 雄 君
3 番	大 場 裕 朗 君	4 番	佐 藤 一 郎 君
5 番	田 中 京 子 君	6 番	八 巻 秀 行 君
7 番	渡 部 寛 一 君	8 番	志 賀 稔 宗 君
9 番	佐 藤 満 君	10 番	井 上 和 文 君
11 番	杉 本 智 美 君	12 番	山 田 雅 彦 君

欠席議員（なし）

出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	遠 藤 真 君	事 務 局 次 長	半 谷 久美子 君
書 記	佐 藤 英 樹 君	書 記	森 佳 英 君

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	門 馬 和 夫 君	副 管 理 者	立 谷 秀 清 君
副 管 理 者	大 堀 武 君	副 管 理 者	杉 岡 誠 君
事 務 局 長	宇佐見 清 君	看護専門学校 事 務 長	佐 藤 雄 一 君
事 務 局 長 総 務 課 長	高 橋 裕 一 君	消 防 長	五 賀 和 広 君
消 防 本 部 次 長	太 田 修 司 君		

議事日程第 1 号

令和 7 年 2 月 2 0 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

- 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 相馬地方広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 相馬地方広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 相馬地方広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 令和 6 年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 6 号 令和 6 年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 号 令和 7 年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計予算（提案理由説明・質疑・討論・採決）

第 4 議案第 9 号 相馬地方広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
(提案理由説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◇

◎開会・開議の宣告

○議長（山田雅彦君） おはようございます。

ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより令和7年第1回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◎議事日程の報告

○議長（山田雅彦君） 本日の日程につきましては、別紙議事日程第1号をもってお手元に配付してありますので、この順序に従い、議事を進めることにいたします。

◇

◎諸般の報告

○議長（山田雅彦君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、あらかじめ説明のため出席を求めた者及び委任等により出席通知があった者は、管理者、副管理者、事務局長、事務局総務課長、相馬看護専門学校事務長、消防長、消防本部次長、以上であります。

次に、監査委員から、令和6年11月及び12月の例月出納検査結果について報告がありました。別紙写しのとおりであります。ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田雅彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、議長において、

1番 飯 畑 秀 夫 君

2番 横 山 和 雄 君

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田雅彦君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◇

◎議案第 1 号～議案第 8 号について(提案理由説明・質疑・討論・採決)

○議長(山田雅彦君) 次に、日程第 3、議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、同第 8 号 令和 7 年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計予算までの以上 8 件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 門馬和夫君 登壇)

○管理者(門馬和夫君) 本日、令和 7 年第 1 回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

提出議案の説明に先立ち、諸般の情勢と新年度事業に取り組む姿勢等について申し上げます。

初めに、去る 1 月 9 日、当広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する第三者委員会から最終答申書並びに最終答申書追補が提出されましたので、ご報告申し上げます。

最終答申書は、これまでの調査、審議した内容を総括し、パワーハラスメント防止に向けた消防としての取組に対する評価や、第三者委員会として考えるパワーハラスメント防止対策等を取りまとめたものです。

最終答申書追補は、第二次答申書において指摘のあった令和 5 年 9 月の嚴重注意措置事案及びパソコン所管換えに伴う情報漏えい事案に関し、管理監督者の職場環境に対する安全配慮義務を改めて指摘するものです。

これら第三者委員会からいただいた貴重なご意見を踏まえ、現在、当広域消防におけるパワーハラスメント防止対策の見直しと、管理監督者の安全配慮に関して調査を進めております。

今後、全ての職員にとって働きやすく、誇りと生きがいを持って職務に当たる職場づくり

に取り組んでまいります。

次に、令和6年消防統計についてご報告申し上げます。

まず、火災は51件で、前年と比較して5件増加しました。

火災の内訳は、建物火災16件、車両火災7件、林野火災4件、その他の火災が24件となっています。

主な原因としては、ごみ焼却、枯草焼き、たき火によるものが11件、電気配線が9件、子供の火遊び及びたばこがそれぞれ4件ですが、廃棄されたリチウムイオンバッテリーやカセットボンベによる火災も発生しています。

火災による死傷者数は、死者2名、負傷者3名で、いずれも前年より減少しましたが、住宅の火災により1名が犠牲になりました。

当広域消防といたしましては、火災の未然防止と焼死者火災根絶のため、構成市町村をはじめ、消防団、女性消防隊と連携し、防災メールや火災予防週間における防火チラシの回覧、消防車両による広報等により、火災予防の徹底、併せて出火危険のある物品の正しい処分方法の周知に取り組んでまいります。

また、救急出動件数は4,858件で、過去最多を記録した前年と比較し、284件減少したものの、昭和47年の統計開始以降2番目に多い件数となりました。

出動の種別では、急病が3,437件で全体の71%を占め、一般負傷が560件、転院搬送が459件、交通が249件、その他が153件でした。

搬送人員は4,054人で、そのうちの71.3%、2,891人が65歳以上の高齢者となっており、前年より52人減少しました。不搬送は825件で、前年と比較して136件減少しました。

出動件数が減少した主な要因は、熱中症や新型コロナウイルスによる搬送の減少とともに、出動するも自己受診が可能、または緊急を要さず不搬送となる事案が減少しており、住民の方々が疾病予防及び救急車の適正利用に努めていただいたことが一因であると考えております。

引き続き構成市町村と連携し、救急車の適正利用の周知に努めるとともに、医療機関との緊密な連携を図りながら、増加傾向が続く救急要請に対応できるよう万全の態勢を整えてまいります。

次に、消防職員意見発表会についてご報告申し上げます。

去る1月19日、南相馬市原町区のサンライフ南相馬において、第48回相馬地方広域消防職員意見発表会を開催いたしました。

当日は、これからの消防行政を担う若き消防職員6名が、日頃の消防業務を通じて感じたことや課題の解決策について発表し、地域住民をはじめ、管内の消防団や女性消防隊など約200名の方々に聴講いただきました。

審査の結果、「火災教育」と題して発表した、小高分署、半谷優真消防士が最優秀賞を受賞し、去る2月14日に福島市で開催された第48回福島県消防職員意見発表会に出場いたしました。

次に、相馬看護専門学校の令和6年度卒業生の進路についてご報告申し上げます。

本年度の卒業予定者は33名、うち卒業後に本地域内の医療施設へ就職する内定者は18名で、内定率は約55%でした。

今後も相馬郡医師会をはじめ、地元医療機関と連携を図りながら、一人でも多くの卒業生が地域の看護師として活躍されるよう学校運営に取り組んでまいります。

次に、令和7年度相馬地方広域市町村圏組合の予算の概要について申し上げます。

本組合の運営に当たって、人件費などの義務的経費の増加に加え、消防救急デジタル無線及び消防指令施設の整備事業、消防車両の更新、看護専門学校施設、設備の修繕など、年々財政需要の増加が必至となっておりまして。

そのような中、厳しい財政状況にある構成市町村の財政負担軽減を図るため、各種制度等の最大限活用と徹底した経費節減など、効率的かつ効果的な財政運営に努めてきたところであります。

引き続き、健全な財政運営の下、広域消防事業の充実強化をはじめ、地域医療を担う看護師を養成する相馬看護専門学校の運営、救急医療体制事業に対する財政支援、障がい者福祉充実のための基幹相談支援センターの運営、介護職員人材育成事業の推進など、地域住民の皆様が安全で安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでまいります。

このことを基本に、令和7年度の一般会計予算は総額で、前年度対比13.82%増の25億5,002万3,000円で、消防救急デジタル無線及び消防指令施設の整備事業費や高規格救急自動車の整備費等を計上いたしました。

また、看護専門学校特別会計予算は総額で、前年度対比2.95%増の2億6,351万5,000円で、学生の学習環境の保全と施設の維持のため、老朽化した基礎看護実習室空調設備の改修や校内放送設備購入等に係る費用を計上いたしました。

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制

定については、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行され、刑法に規定する懲役及び禁錮が廃止、これらに代わるものとして拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定中、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものであります。

議案第 2 号 相馬地方広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、扶養手当の対象者から配偶者を除き、子の扶養手当を増額し、管理職特別勤務手当の対象となる時間を拡大するとともに、給料表の各級の最低水準を引き上げるなど、所要の改正をするものであります。

議案第 3 号 相馬地方広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備をするため、所要の改正をするものであります。

議案第 4 号 相馬地方広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務免除を請求できる期間を小学校就学前までに拡大するとともに、介護離職を防止するための支援制度を強化するなど、所要の改正をするものであります。

議案第 5 号 令和 6 年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 4 号）については、年度末における精算に伴う補正予算で、歳入歳出それぞれ 981 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額は 20 億 7,540 万円となります。

議案第 6 号 令和 6 年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号）については、年度末における精算に伴う補正予算で、歳入歳出それぞれ 78 万円を減額し、補正後の予算総額は 2 億 9,481 万 9,000 円となります。

議案第 7 号 令和 7 年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計予算は、予算総額 25 億 5,002 万 3,000 円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 16 億 1,185 万 4,000 円、使用料及び手数料 277 万 9,000 円、国庫支出金 1 億 333 万 4,000 円、県支出金 1,700 万 4,000 円、繰越金 5,829 万 4,000 円、諸収入 445 万 6,000 円、組合債 7 億 5,230 万円等であります。

歳出の主なものは、総務費 8,752 万 5,000 円、民生費 2,131 万 8,000 円、衛生費 3,749 万 6,000 円、消防費 23 億 6,217 万 5,000 円、公債費 3,606 万円などであります。

議案第 8 号 令和 7 年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計予算は、予算総額 2 億 6,351 万 5,000 円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 1 億9,107万3,000円、使用料及び手数料3,186万円、繰越金4,000万円等であります。

歳出の主なものは、看護専門学校費 2 億5,395万4,000円、公債費856万1,000円であります。

以上、提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、適切なる御議決を賜われますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。

○議長（山田雅彦君） 議案調査のため、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 17 分）

————— ◇ —————

○議長（山田雅彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 20 分）

————— ◇ —————

○議長（山田雅彦君） 日程第3の議事を継続いたします。

議案第1号から同第8号までの以上8件に関し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から同8号までの以上8件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） ご異議なしと認めます。

よって、以上8件については原案のとおり決せられました。

————— ◇ —————

◎議案第9号について（提案理由説明・質疑・討論・採決）

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第4、議案第9号 相馬地方広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

11番、杉本智美君から提案理由の説明を求めます。

11番、杉本智美君。

(1 1 番 杉本智美君 登壇)

○ 1 1 番 (杉本智美君) ただいま議題とされました議案第 9 号 相馬地方広域市町村圏組合
議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し
上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素
化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、本条
例の引用する条文について、文言の整理、条ずれ等が生じるため、所要の改正を行うもので、
本年 4 月 1 日より施行するものであります。

また、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が
創設されることに伴い、本条例中の文言を拘禁刑に改めるもの、さらに、改正法の施行前に
した行為の処罰に関する条例の規定の適用等について所要の経過措置を設けるもので、本年
6 月 1 日より施行するものであります。

なお、条例案文につきましては、お手元に配付のとおりでございます。議員各位のご理解
とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 (山田雅彦君) 議案第 9 号に関し、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田雅彦君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田雅彦君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 9 号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田雅彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号については原案のとおり決せられました。

○議長 (山田雅彦君) 以上で、提出されました案件は全部終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議長 (山田雅彦君) ここで、管理者よりご挨拶をいただきます。

管理者。

(管理者 門馬和夫君 登壇)

○管理者（門馬和夫君） 令和7年第1回議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、議員各位のご出席をいただき、提案いたしました全議案について慎重なるご審議の上、御議決を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

本組合といたしましても、構成市町村とのより緊密な連携を図りながら、相馬地方の振興、発展のため広域行政の執行に当たってまいりますので、議員各位のさらなるご指導とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、時節柄くれぐれもご健康にご留意され、議員活動にご精励されますようご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（山田雅彦君） これをもって令和7年第1回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 0時26分)